

# 再商品化等に関する全体的な考え方

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会  
特定家庭用機器の再商品化・適正処理に関する専門委員会(第2回)

# 現行基準設定当時(平成11年)の考え方

- ・鉄、アルミ、銅及びこれらの化合物を原材料とする部材又は素材、テレビジョン受信機のガラス類及びプリント基板中の金属類を再商品化等の基準の算定根拠として盛り込む。
- ・再商品化の実施に当たっての素材回収効率については、現状の処理の状況を勘案し、原則として80%程度を見込む。
- ・エアコンディショナー60%、テレビジョン受信機55%、冷蔵庫及び洗濯機:50%。

## (将来の方向性)

- ・新法の本格施行当初において対象として見込んでいる金属類、ガラス類に加え、プラスチック類を対象とする。
- ・素材回収効率については、90%程度を算定に織り込む。
- ・したがって、製品の組成・構造の変化、リサイクル技術の進展が相当程度図られ、プラスチックのリサイクルに必要な条件が整うことを前提とし、80%~90%とすることが適当。
- ・将来的な再商品化等の基準は、新法制定後に製造・販売される製品が廃棄の中心となる新法制定後10年後(新法の本格施行後7年、平成20年)を目途として達成されるべき。
- ・また、将来的な再商品化等の基準が達成されるまでの間については、リサイクルに関する技術水準の状況、施設整備等の状況を踏まえ、段階的に引き上げを行っていくことが適当。

# 現行基準(法定義務率)の算出

「鉄の含有率×素材回収効率 + 銅の含有率×素材回収効率  
+ アルミの含有率×素材回収効率 + (ブラウン管テレビに  
ついては)ガラスの含有率×ガラスの回収効率」  
の値を5%単位で切り上げ。

< 具体的な算定例：電気冷蔵庫 >

現行基準設定当時

( 鉄 )	( 銅 )	( アルミ )	
$59\% \times 80\%$	$+ 2\% \times 80\%$	$+ 4\% \times 80\%$	$= 52.0\%$ (1983年値)
$49\% \times 80\%$	$+ 4\% \times 80\%$	$+ 1\% \times 80\%$	$= 43.2\%$ (1993年値)
$(52.0\% + 43.2\%) / 2$			$= 47.6\%$ (平均)
5%単位で切り上げ			<u>50%</u>

現行基準設定当時の将来見込み(平成20年)

( 鉄 )	( 銅 )	( アルミ )	( プラスチック )	
$49\% \times 90\%$	$+ 4\% \times 90\%$	$+ 1\% \times 90\%$	$+ 43\% \times 90\%$	
				$= 87.3\%$ (1993年値)

# 再商品化等の検討に当たって

## 家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討について (報告書抜粋)

(中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会 家電リサイクル制度評価検討小委員会、産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会 電気・電子機器ワーキンググループ 平成20年)

- ・再商品化率については、政令で定められた基準を大幅に上回りつつ概ね上昇している。この要因としては近年の資源価格の高騰等の外的な変動もあるが、メーカーによるリサイクル技術向上が大きく寄与していると考えられる。
- ・再商品化率の上昇は家電リサイクル制度の成果として評価できる。今般、家電リサイクル法の6年間の施行を踏まえ、法定義務率の設定に関しては、リサイクル技術の向上と、消費者が負担するリサイクル費用低減化促進の両面を総合的に判断しながら、検討を行うべきである。

# 全品目共通の論点